

告 示

熊本県告示第917号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号。以下「省令」という。）第26条の2の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第112条第1項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成10年11月27日熊本県告示第758号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項第1号の規定により平成14年11月26日限り消滅したので、同条第2項及び省令第26条の3の規定により公示する。

平成14年11月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

畠口加入区

熊本県告示第918号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号。以下「省令」という。）第26条の2の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第112条第1項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成10年11月27日熊本県告示第757号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項第1号の規定により平成14年11月26日限り消滅したので、同条第2項及び省令第26条の3の規定により公示する。

平成14年11月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

五和町加入区

熊本県告示第919号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項に規定する同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成14年11月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区の名称
大道加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
天草郡龍ヶ岳町大字大道983番地8 森 富夫
天草郡龍ヶ岳町大字大道2570番地 川端 用吉
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
大道漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成14年11月27日から平成14年12月11日まで
- 5 縦覧場所
大道漁業協同組合

熊本県告示第920号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条の規定により、施術者を次のように指定した。

平成14年11月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔施術者〕

指定番号	施術所名称	開 設 者	施術所所在地	指定年月日
生熊柔個16	こうじ接骨院	松嶋 剛治	八代市井上町41-1	平成14年11月14日

熊本県告示第921号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図は、平成14年11月27日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年11月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子